

令和8年4月13日

保護者の皆様

泉大津市立東陽中学校
校長 花見 明子

令和8年度 地震発生時の学校の対応措置について

標記の件について、下記のと通りの対応となります。

泉大津市に、
震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とする。

(具体的な運用について)

1. 登校前に地震が発生した場合

泉大津市で**震度5弱以上の地震**が発生した場合、臨時休業とする。

翌日からの登校については、安全が確認され、**登校再開の連絡があるまで、自宅待機とする。**

2. 登下校中に地震が発生した場合

児童・生徒は、安全な場所に一時避難してから、自宅か学校か、**いずれか近い方に避難する**
(判断に迷う時は、**登校中は学校、下校中は自宅に向かう。**)

すでに登校している児童・生徒については、次の「3. 在校中に地震が発生した場合」と同様の対応を行う。

3. 在校中に地震が発生した場合

安全な場所に避難誘導の上学校および周辺の被害状況などを確認した上で、**保護者に引き渡す。**
(できる限りすみやかに、学校まで保護者に迎えに来てもらう。それまでは、学校で保護する。)

※ 震度4以下の地震の場合は、**原則として平常通り授業を行う。**

ただし、学校および地域の被害状況などにより、震度5弱以上の地震が発生した場合と同様の対応とすることがある。

※ 生徒の安否確認・連絡等、必要に応じて、**臨機応変に学校から**各家庭に電話連絡・メール配信・COCOO等での連絡・家庭訪問等を行う。

また、**当日朝、電話によるお問い合わせはお控えください。**